

ふくしま企業脱炭素化支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 県は、地域における地球温暖化対策を推進するため、事業者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(趣旨)

第2条 本事業は、福島県2050年カーボンニュートラルの実現に向け、福島県地域脱炭素推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）等の伴走のもと、事業活動に伴う温室効果ガス排出量を把握し、その削減計画に基づき、自社の事業所内に高効率設備を導入する事業者を支援し、県内企業の脱炭素化のモデル創出を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 高効率設備

従来の設備に対して一定以上の二酸化炭素削減効果が得られるもの等を行い、設備の種類及び要件は別に定める。

(2) 事業者

県内に事業所を置き事業活動を行っている者をいう。

(3) 中小企業等

別表第1に定める基準に該当する法人又は個人をいう。

(4) 交付申請者

補助対象事業を行うため、県に対して補助金の交付申請を行う者をいう。

(5) 支援機関

コンソーシアムの構成機関（株式会社東邦銀行、株式会社福島銀行、株式会社大東銀行、福島県商工会議所連合会、福島県商工会連合会、福島県中小企業団体中央会、福島県地球温暖化防止活動推進センター）及び県内の各商工会議所・各商工会をいう。

(補助金の交付対象者)

第4条 本補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 中小企業等である事業者のうち、県内に高効率設備の導入を行う事業所を所有している者

(2) 県税について滞納がない者

(3) 補助金交付申請年度において、本事業による補助金の交付を受けていない者

(4) 支援機関の支援を受け、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の見える化

- 及び温室効果ガス排出量の削減計画の策定に取り組む者
- (5) コンソーシアムが実施する県内企業の脱炭素化の取組に関する広報活動に協力する者
- 2 次に掲げるいずれかに該当する場合は交付対象者から除く。
- (1) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする中小企業等
- (2) 公序良俗に反することを事業目的とする中小企業等
- (3) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断されること（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく規制の対象となる事業）を事業目的とする中小企業等
- 3 自己又は自社の役員等が次に掲げるいずれかに該当する者及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与している者は交付対象者から除く。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（補助対象事業）

第5条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、支援機関の支援のもと、専門家による省エネ診断等により温室効果ガス排出量を自ら把握するとともに、その削減計画に基づき高効率設備の導入を行う事業とする。

（補助対象経費及び補助額）

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を行うために直接必要とする別表第2に掲げる経費のうち知事が相当と認める経費とする。

- 2 補助額は、補助対象経費に別表第3に掲げる補助率を乗じた額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、それを切り捨てるものとする。）とする。

（補助金の交付申請）

第7条 交付申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式（補助金交付申請書）に別に定める書類を添えて提出しなければならない。

（事前着手）

第8条 交付申請者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金

の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定の日より前に補助対象事業に着手する場合は、第2号様式（事前着手届出書）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、交付申請者は、交付決定を受けるまでの期間（交付決定がなされなかった場合も含む。）に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承した上で当該事業に着手するものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）

第9条 交付申請者は、第7条の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第10条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、補助対象経費の20%以内の減額（補助金の額に変更を伴わない場合に限る。）である場合をいう。

（補助金の交付決定）

第11条 知事は、補助金の交付を決定したときは、第3号様式（補助金交付決定通知書）により交付申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第12条 交付申請者は、事業内容を変更しようとするときは、第4号様式（補助金変更交付申請書）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請をした交付申請者に対し、その変更を承認する場合は第5号様式（変更承認通知書）により通知するものとする。
- 3 交付申請者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、第6号様式（事業中止（廃止）承認申請書）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の申請をした交付申請者に対し、その中止又は廃止を承認する場合は第7号様式（事業中止（廃止）承認通知書）により通知するものとする。

（申請を取り下げることができる期日）

第13条 規則第8条第1項に定める別に定める期日は、第11条による交付決定通知書を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

- 2 前項の取り下げを行うときは、第8号様式（交付申請取下届出書）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第14条 規則第11条の規定による状況報告は、第9号様式（実施状況報告書）により必要に応じて求めるものとする。

(実績報告)

第15条 規則第13条の規定による実績報告は、第10号様式（完了実績報告書）に別に定める書類を添えて、補助対象事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 知事は、前条の完了実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が第11条の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第11号様式（補助金額確定通知書）により交付申請者に通知するものとする。

2 前項の確定通知は、確定した額が第11条による補助金交付決定額と同額の場合は、省略することができる。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 交付申請者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、速やかに第12号様式（消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付請求)

第18条 交付申請者は、補助対象事業完了後に第13号様式（補助金交付請求書）により補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消等)

第19条 知事は、交付申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

(2) 規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があった場合

2 知事は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第20条** 交付申請者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品その他重要な財産（以下「処分制限財産」という。）を、補助事業者の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、交付申請者が規則第6条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りではない。
- 2 交付申請者は、処分制限財産について、第14号様式（取得財産管理台帳兼取得財産明細書）により記帳整理し、処分制限期間内は備えて置かなければならない。
 - 3 交付申請者は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
 - 4 交付申請者は、第1項の規定により処分制限財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ第15号様式（取得財産処分承認申請書）を知事に提出しなければならない。
 - 5 知事は、処分制限財産の処分により交付申請者に収入があったと認めるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を補助事業者に返還させることができる。

(会計帳簿等の整備等)

- 第21条** 交付申請者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。ただし、処分制限財産について第20条第1項で定める処分制限期間を経過しない場合においては、取得財産管理台帳兼取得財産明細書その他関係書類を保存しなければならない。

(暴力団排除等に関する誓約)

- 第22条** 交付申請者は、別表第4の暴力団排除等及びその他に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(アンケート調査等への協力)

- 第23条** 交付申請者が補助金の支給を受けた場合は、県が効果検証や脱炭素の取組の確認のために実施するアンケート調査に協力するものとする。
- 2 知事は、アンケート調査により把握した結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月10日から施行する。

別表第1（第3条関係）

中小企業等の定義

業種 (日本標準産業分類で定める業種)	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する従 業員の数
①「製造業」「建設業」「運輸業」 「その他の業種(②～④を除く)」	3億円以下	300人以下
②「卸売業」	1億円以下	100人以下
③「サービス業」	5千万円以下	100人以下
④「小売業」	5千万円以下	50人以下

- 1 「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと。
- 2 複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。
- 3 「公務」、「分類不能の産業」は除く。

別表第2（第6条関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価格調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具

			<p>等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設原道補修等に要する費用、</p> <p>④技術管理に要する費用、</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であつて、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費	—	<p>本工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費	—	<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費	—	<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する費用をいう。</p>
設備費	設備費	—	<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。</p>
業務費	業務費	—	<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等による調査、設計、製作、試験及び検証に要する費用をいう。</p>
事務費	事務費	—	<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。</p>

別表第3（第6条関係）

補助率	1 / 2
-----	-------

ただし、一つの事業に係る補助額の上限は、10,000千円とする。

別表第4（第22条関係）

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること

その他の誓約事項

- 1 申請者は、補助金交付申請年度に本補助金による補助金の交付を受けたことはありません。
- 2 申請者は、国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する法人又は団体ではありません。
- 3 提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき訂正されることについて同意します。